令和5年2月27日

登録ボランティアグループのみなさま

　（社福）堺市社会福祉協議会

地域福祉課長

**令和４年度ボランティアグループ活動助成金の特例措置と返還について（重要）**

　平素は当会の活動にご理解ご協力賜り、誠にありがとうございます。

　昨年度より続く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和４年度ボランティア活動助成金の特例措置と返還手続きについて、お知らせします。

　つきましては、下記および裏面を参照の上、貴グループにおける助成金の支出状況をご確認いただき、返還が生じる場合は返還手続きを取っていただきますよう願い申し上げます。

記

（１）ボランティアグループ活動助成金の特例措置と返還について

**１）令和4年度助成金額（交付額・上限２万円）を上回る支出があれば返還は不要とします。**

本助成金制度は、年間予算から予備費（繰越予算額）を除く支出額の２分の１で、上限２万円を助成しています。本来、２万円の助成金を受けた場合は４万円以上の支出金額が必要ですが、今回の特例措置は、返還要件を緩和し、交付金額以上の支出があれば返還を不要とします。

**２）令和４年度助成金額（交付額・上限２万円）より支出金額が下回る場合は返還が必要です。**

本助成金は共同募金を財源としており、次年度への繰越ができないため、未使用分は返還していただくことになります。

（例：20,000円交付したうちの10,000円を支出した場合、10,000円を返還）

（２）返還金が生じる場合の返還手続きについて

１）上記（１）を確認いただき、返還が生じる場合は、お早めに社協地域福祉課（下記問合せ先）または社協各区事務所あてにご連絡ください。

２）**返還期日：令和５年３月3１日（金）１７時３０分（厳守）**

　※当会の会計処理上、上記期日が最終の受付期日となりますので、ご注意ください。

３）提出物：①返還金（現金）／②令和4年度ボランティアグループ活動助成金使用報告書（様式第3号）

　　　　　 ③令和４年度ボランティアグループ活動報告書／④令和４年度収支決算書

　　　　 ⑤令和４年度活動助成を充当された領収書・支払証明書

※返還手続きに必要な書類は、別紙【令和４年度ボランティアグループ活動助成金報告書類の提出について（案内）】に添付しておりますのでご活用ください。

４）提出先：堺市社会福祉協議会　地域福祉課・各区事務所

　　返還金が生じない場合は別紙【令和４年度ボランティアグループ活動助成金報告書類の提出について（案内）】をご確認ください。

　　※ボランティア活動助成金の特例措置対応は、現在の国等のコロナウイルス対策を鑑みて

今年度末で終了する予定です。

裏面の説明図も合わせてご参照ください。

―「問合せ先」－

〇堺市社会福祉協議会　地域福祉課（伊地知・山口・守屋）

〇住所：〒590-0078　堺市堺区南瓦町2-1総合福祉会館

〇電話：072-232-5420

**令和４年度 ボランティアグループ活動助成金の特例措置と返還**

**（説明図）**

ボランティアグループ活動助成金（交付額）の

支出状況をご確認ください

②

①

②助成金額（交付額）を使い切らない場合

【残金が生じる】

①助成金額（交付額）を使い切る場合

【残金が生じない】

①

②

返還手続きが必要なため

社協へご連絡ください

返還は不要です

②

①

返還・書類提出

【返還期日：3月3１日】

※厳守

実績報告を提出

【提出期日：6月2日】

※グループにおける助成金の支出状況をご確認いただき、返還が生じる（可能性がある）場合は、お早めに社協地域福祉課へご連絡ください。